

川口市サッカー協会登録要領

川口市サッカー協会規約第 6 条に規定される協会への加入についての要件等について、本要領に規定する。ただし、同規約第 5 条に定める各統括連盟規定の基準はこれを遵守するものとする。

(登録要件)

- 1 加入を希望する団体は、毎年 1 月 31 日までに登録申請を行わなければならない。
- 2 登録に際しては次の条件を満たし申請しなければならない。
 - (1)活動する地域が川口市内であること。
 - (2)申請する団体の代表者が、団体設立時において川口市に在住していること。
 - (3)団体に加入している選手の 8 割が、川口市在住又は在勤者であること。
 - (4)審判員資格者(4 級以上)の者が 3 名以上在籍していること。
 - (5)ユニフォーム及び審判着等競技に参加するにふさわしい用品等を保有していること。
 - (6)川口市サッカー協会規約に同意し、本協会の運営に積極的に参加できる団体であること。
 - (7)川口市サッカー協会規約第 21 条に規定する登録料を遅滞なく納付することができること。
- 3 前項各号に規定する内容に不備又は虚実の記載があった場合、申請を却下するものとする。

(登録手続)

- 1 登録の手続きは、本協会規定の様式をもって申請する。
- 2 登録申請説明会開催通知は、予め当協会に問い合わせのあった団体に通知する。